

長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補助金交付要綱

制定	平成22年	7月	1日	22農地活第117号
改正	平成24年	4月19日		24農地活第6号
改正	平成25年	4月	1日	25農地活第7号
改正	平成26年	4月	1日	26農地活第15号
改正	平成28年	1月	4日	28農地活第45号
改正	平成28年	4月	1日	28農地活第179号
改正	平成29年	5月30日		29農地活第58号
改正	令和3年	4月	1日	3農営第46号
改正	令和3年	5月	6日	3農営第104号
改正	令和3年	8月24日		3農営第194号
改正	令和4年	4月	1日	4農営第12号
改正	令和5年	6月	1日	5農営第20号

(趣旨)

第1条 県は、利用可能な荒廃農地の再生を図るため、長崎県農地集積・集約化総合整備事業実施要領（令和3年4月1日付け3農営第47号）及び農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）実施要領（令和5年4月1日付け4農振第3520号農林水産省農村振興局長通知）に基づき、別表1の1の事業については長崎県担い手育成総合支援協議会、別表1の2の事業については市町に対し、予算の定めるところにより、長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補

助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和 40 年長崎県規則第 16 号。以下「規則」という。）及び長崎県農林部関係補助金等交付要綱（平成 19 年 3 月 30 日長崎県告示第 460 号の 12）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助の対象及び補助率）

第 2 条 補助金の交付対象となる事業（以下「事業」という。）、経費、事業実施主体及びこれに対する補助率は、別表 1 に定めるとおりとする。

（申請書に添付すべき書類）

第 3 条 規則第 4 条の規定により交付申請書（様式第 1 号）に添付すべき関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 暴力団排除に係る誓約書（様式第 4 号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

ただし、様式第 4 号については、別途農林部で定める団体においては、提出不要とする。

- 2 規則第 4 条の知事が定める申請書を提出することができる時期は、毎年度別に定める期日までとする。
- 3 補助事業者は第 1 項の申請書を提出するに当たって、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないもの（事業主体に係る部分）については、この限りではない。

（交付の条件）

第 4 条 規則第 6 条第 1 項の規定による条件は、当該補助金に係る収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類とともに事業終了の翌年度から 5 年間保存しなければならないこととする。

(申請の取下げができる期限)

第5条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期限は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から15日を経過した日までとする。

(事業の着手)

第6条 事業の実施については、規則第5条第1項の規定による交付の決定(以下「交付決定」という)後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて本事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着工することができるものとし、理由を明記した交付決定前着手届(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

なお、交付決定前に着工する場合については、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから、着工するものとし、また、この場合においても、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知のうえで行うものとする。

(状況報告等)

第7条 規則第11条第1項の規定による報告は、交付事業に係る年度の第2四半期及び第3四半期(最適土地利用整備事業にあつては第3四半期)の末日現在において、事業遂行状況報告書(様式第6号)を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに提出するものとする。

(変更承認等)

第8条 規則第11条第2項の規定による変更の承認を受けようとする者は、計画変更承認申請書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

2 規則第11条第2項第1号の軽微な変更は、別表1に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ定めるとおりとする。ただし、補助額の変更を伴わないものに限る。

(実績報告)

第9条 規則第13条第1項の規定により実績報告書(様式第8号)に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 実績報告書(様式第2号)

(2) 収支精算書(様式第3号)

2 規則第13条第1項の規定による実績報告書の提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日(同項後段の規定により提出する場合にあつて

は、翌年度の4月10日)とする。

- 3 第3条の3のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して知事に報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告書の提出後に、消費税等の申告により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合にはその金額(前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた金額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第9号)により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 この補助金の交付は、概算払により交付できるものとする。

- 2 概算払に必要な書類は、概算払請求書(様式10号)、請求内訳書(様式第11号)及びその他知事が必要と認める書類とする。

(財産の管理等)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第12条 規則第20条第2号の機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第20条ただし書きの規定により財産の処分を制限する期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定める耐用年数に相当する期間とする。

附 則

この要綱の制定に伴い、長崎県耕作放棄地解消5ヵ年計画実践事業費補助金実施要綱は廃止する。

この要綱は、平成22年度の予算から適用する。

この要綱は、平成24年度の予算から適用する。

この要綱は、平成25年度の予算から適用する。

この要綱は、平成26年度の予算から適用する。

この要綱は、平成27年度の予算から適用する。

この要綱は、平成28年度の予算から適用する。

この要綱は、平成29年度の予算から適用する。

この要綱は、令和3年度の予算から適用する。

この要綱は、令和4年度の予算から適用する。

この要綱は、令和5年度の予算から適用する。

別表1（第2条 8条関係）

事業名	補助対象経費	事業実施主体	補助率	軽微な変更
1 農地集積・集約化推進事業	<p>荒廃農地再生推進のために県担い手育成総合支援協議会が行う以下の取組に係る経費</p> <p>(1) 地域担い手育成総合支援協議会等市町段階の推進組織への指導</p> <p>(2) 事業活用パンフレット、先進事例資料等啓発資料の作成</p> <p>(3) 荒廃農地の再生推進に向けた研修会、検討会の開催</p> <p>(4) 専門家派遣による重点指導</p>	長崎県担い手育成総合支援協議会	10分の10以内	補助額に生じない範囲
<p>2 農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）</p> <p>ア 最適土地利用推進事業</p> <p>イ 最適土地利用整備事業</p>	農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）実施要領第2の1に基づいて行う事業に要する経費	市町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、地域運営組織、地域協議会	ア 定額イ 事業費の5.5/10以内	次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の2割以上の増減 2 事業実施主体又は実施期間の変更 3 事業の追加又は廃止

様式第1号(第3条関係)

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

申請者住所
氏名

年度長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補助金交付申請書

年度において、長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補助金 円
を交付されるよう、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第4条
の規定により次の書類を添えて申請します。

記

(関係書類)

- 1 実施計画書(様式第2号)
- 2 収支予算書(様式第3号)

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○ (連絡先○○○ ○○○ ○○○○)

発行担当者 (連絡先○○○ ○○○ ○○○○)

年度長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補助金実施計画書（実績報告書）

1 事業の目的（成果）

2 事業の内容

3 経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要する経費（又は補助事業に要した経費） (A+B+C+D)	負担区分				備考
		国庫交付金（A）	県補助金（B）	市町費（C）	その他（D）	
	円	円	円	円	円	
合計						

4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

年度長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補助金収支予算書（精算書）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	
			増	減
国庫交付金	円	円	円	円
県補助金				
市町費				
その他				
計				

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	
			増	減
	円	円	円	円
合計				

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所
氏名

誓約書

私は、 年度長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補助金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

※ チェック欄（誓約の場合、 にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。

暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報します。

※ 県では、長崎県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

番 年 月 号 日

年度長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補助金交付決定前着手届

長崎県知事 様

申請者住所
氏名

長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補助金交付要綱第6条に基づき、下記のとおり届出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更（事業の内容変更）はないこと。

区分	事業主体	事業量	事業費	工事開始 予定年月日	しゅん工 予定年月日
			円		

(理 由)

(注) 本届出に際しては、工程表を添付すること。

番 号
年 月 日

年度長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補助金遂行状況報告書

長崎県知事 様

申請者住所
氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補助金交付要綱第7条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	補助事業に 要する経費 A	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費 C = A × B	出来高 比率 B	事業費 A - C	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		
合 計						

- (注) 1 「区分」の欄には、別表に記載された事項について記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

事業着手年月日： 年 月 日

様式第7号（第8条関係）

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

申請者住所
氏名

年度長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け長崎県指令 第 号で交付決定通知のあった長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補助金について、下記のとおり計画を変更し、[金円の追加交付（減額承認）を受け（注1）]たいので、長崎県補助金等交付規則第11条第2項の規定により承認されるよう申請します。

記（注2）

（注1）金額の変更がない場合は [] の部分を除くこと。

（注2）記の記載要領は、様式第2号及び第3号に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。申請時以降変更のない場合は省略できる。）

様式第8号（第9条関係）

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

申請者住所
氏名

年度長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付け長崎県指令 第 号で交付決定通知のあった長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補助金について、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第13条の規定により次の書類を添えて報告します。

記

（関係書類）

- 1 実績報告書（様式第2号）
- 2 収支精算書（様式第3号）

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○—○○○—○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○—○○○—○○○○）

様式第9号（第9条関係）

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

団体名
代表者名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった長崎
県農地集積・集約化総合整備事業費補助金について、下記のとおり報告します。

記

- 1 長崎県補助金等交付規則第14条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額（補助金返還相当額）
金 円
- 3 当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

- (注)
1. 別紙として、集計表を添付すること
 2. 報告書の記載内容を確認できる資料
 3. その他参考となる書類

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○—○○○—○○○○）
発行担当者 △△ △△（連絡先○○○—○○○—○○○○）

様式第 10 号（第 10 条関係）

年度長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補助金交付請求書（概算払）

金 円

年 月 日付け長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があった長崎県農地集積・集約化総合整備事業費補助金を上記のとおり交付されるよう、長崎県補助金等交付規則（昭和 40 年長崎県規則第 16 号）第 16 条の規定により、請求します。

年 月 日

長崎県知事 様

（請求者）

住所

氏名

概算払を必要とする理由

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○—○○○—○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○—○○○—○○○○）

請 求 内 訳 書

(単位：円)

区分	補助事業 に要する 経 費	交 付 決定額	前回迄 受領額	今回請求額		残 高	備 考
				金 額	○月○日 迄予定 出来高		

(注) 「区分」の欄には、第 2 号の 3 の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

事業着手年月日 ： 年 月 日

事業完了予定年月日： 年 月 日